

令和4年1月24日

新型コロナ感染症感染予防の徹底

公益財団法人全日本剣道連盟は、第118回全日本剣道演武大会開催に当たって、新型コロナ感染症感染予防を徹底しております。

基本的な感染予防策は、「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」(令和3年8月4日付)及び「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(8月2日付)を策定し周知徹底しているところですが、出場される選手は改めてこれらガイドラインを見直すとともに、特に、下記の事項を遵守してください。

都道府県剣道連盟にあっても、出場選手を適切にご指導されるようお願いします。

特に遵守すべき事項

- 日常生活における基本的感染防止策の徹底
 - マスク着用、手洗い、消毒、3密（密集、密接、密閉）の回避
- 食事時の注意
 - 多人数で食事をしない
 - 食事は、通風、換気の良い場所で行う
 - 食事中は会話をしない（黙食）、会話をするときはマスクを着用
- 稽古における防止策の徹底
 - マスク・シールドの着用
 - 道場・更衣室の換気
 - コロナ禍における暫定的試合審判法の遵守
- ワクチン接種
 - 2回接種を強く推奨
- 新型コロナウィルス検査の徹底
 - 発熱、倦怠感、味覚障害等の症状がある場合、医師の診察受診と検査を実施
 - 稽古仲間に、又は稽古場所において、新型コロナ感染症疑いが発生した場合、濃厚接触者の認定の有無にかかわらず、必ず検査を受けること
 - 以上の場合、所属都道府県剣道連盟に報告すること
- 周囲にも徹底
 - 上記遵守事項は、本人のみならず、所属団体（職場・大学剣道部、所属道場等）にも徹底すること

第1回「日本剣道連盟」

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これをすることは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上